最終更新日 H24.10.24

改修技術 No. 14101105

性能分野		防災性	
大分類		震災後の生活性能維持	
中分類		生活継続可能日数に関する項目	
技術の名称		電力の二方向引き込み	
技術の名称		引き込みを検討する。 ・ 高圧受電を契約している場合に、電力る。 ・ 電力引き込みを 2 ルート化するために力引き込み工事、敷地内の電力引き込いは変電所は同一で送電線のルロックで表でできるが、図1(2)のほうが停電のできるが、図1(2)のほうが停電のできる。 ・ 図1(2)は建物内の受変電設備の工事が要である。 ・ 工期は1週間程度。(近隣道路内の工事が要である) ・ 年1回の受変電設備の定期点検(電気である。	アートを二重化している例であり、図1(2) 化している例。ともに停電のリスクを軽減可能性がより低い。 力引き込み部を2系統化する改修工事が発 を除く、受変電設備の製作には2~3か月 事業法第42条に基づく保安規程)が必要と 変電 所A 公道内工事 数地内工事 VCT
开 同 住	技術の種類	改修技術(劣化を補修する技術 性能を向上させる技術)	
岩の	共同住宅の タイプごとの 適用可能性	S55 年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性がある
共同住宅のタイプごとの技術の		S55 年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性がある
		S56~H2 年供給(総プロB)	使われる可能性がある
		H3~12 年供給(総プロC)	使われる可能性がある
		H13年以降供給(総プロD)	使われる可能性がある
0,7		(補足) 導入の可能性・条件については電気事業者と個別に協議を行うことが必要	

芹	される技術			
技術が適用される建物の部位		共用部分(躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部)専有部分(設備・配管 その他専有部分)(設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 (受変電設備) 注意すべき主な法令(電気事業法)		
団地で適用した場合 のメリット		住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)(まとまった土地が利用できること (仮設以外) (受変電設備を既存位置と別に設置できれば停電は一時的なものとなる) 住宅の数が多く密度が高い() 特定の設備があること()		
足場の設置が必要		必要 不要 (
工事による居住者への影響	数日以上居住 できない住戸が 発生	該当 非該当 (受変電設備の改修に数週間かかる)		
	一時的な影響 が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可振動 騒音 粉塵 臭気 その他専有部又は専用使用部分に対する制限 (受変電設備の改修時期に停電する)		
影響	工事後に続〈影 響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限() 日照・採光等への影響()		
当該技術が利用される工事		計画修繕工事(劣化の補修 性能の向上)		
		耐震改修工事 (耐震性の向上 他の性能の向上)		
	技術的限界			
参考資料	技術情報	「官庁施設の総合耐震計画基準および同解説 平成8年版」(一社)公共建築協会		
料	価格情報			